

# 《江東区住宅あっせん制度のしおり》

江東区では、住宅に困っている高齢者の方が安心して生活が送れるように、社団法人東京都宅地建物取引業協会(宅建業)江東区支部の協力により、江東区内にあるアパート等のあっせんを行っています。

## 【申込みのできる方】

- 1) 65歳以上の一人暮らしの方、または、65歳以上の方を含む60歳以上で構成する世帯の方。
- 2) 江東区内に住んでいる方。
- 3) 自分で日常生活ができる方。
- 4) 住宅に困っている方
- 5) 身元保証人のいる方。

## 【申込みの手続き】

区役所の住宅課で『住宅あっせん申込書』に希望する地域や部屋の条件家賃、身元保証人等を記入し押印して申込みします。

## 【申込みの後】

- 1) 宅建業協会江東区支部を通じて、希望する地域の「不動産業者」より希望条件にあったアパート等を紹介してもらいます。
- 2) 希望条件を満たし、契約する場合は、紹介された「不動産業者」のところで、本人と家主さんとで契約をします。

## 【申込者への助成】

一定所得基準以内の方には、契約が成立したときに、契約金の一部を助成します。ただし、生活保護世帯の方は保護費で支給されますので、助成は受けられません。

### 『所得基準』

1人世帯	2,376,000円以下
2人世帯	2,756,000円以下
1人増すごとに	380,000円加算

## 【家主さんへの謝礼】

この制度を利用して、契約をしたときは、家主さんへ1件につき1万5千円の謝礼金を区から支払います。

詳しい内容については、『江東区 都市整備部 住宅課 住宅指導係』へ  
電話 3647-9473 (うらへ)

# 手続きのあらまし

